

鐵筋コンクリート工事標準仕様書

(東京市建築局案)

一、堰枠工事

1. 用材	名 称	品 質	大 さ (但し挽立寸法を示す)
	堰板	杉又は松の類	厚さ二厘以上 (仕上り寸法)
	版堰板受棧	同上	大 横 以 上
	基礎、柱、梁、壁等堰板受棧	同上	同 上
	支柱腹起、腕木筋蓬等	同上	十 倍 角 以 上

2. 工法 (イ) 一般

- 一、堰枠はコンクリート打工事中漏水、撓み傾斜等の起らざる様堅固に工作し、局部的に小區割に、且つコンクリート及殘存すべき堰枠に振動を與へずして容易に取除き得る様構設すべし。
- 二、組立には出來得る丈釘類を用ひず、板縫合、ボルト、錐、栓等によるべし。
- 三、堰枠は足代、造形其他の假設物と連絡すべからず。
- 四、堰枠はコンクリート以外の支承として之を用ふべからず。
- 五、コンクリート打の際内法寸法を狂はざる様コンクリートブロック、セバレーター其他適當なる方法により假枠内法を保持すべし。

(ロ) 堤板

- 一、コンクリート接觸面は鉋削り、傍は合決りとなし、凡て漏水の恐ある所は亞鉛鍍平鋼板其他により防水をなすべし。
- 二、柱堰板は成るべく堅板造となし出來得る限り木口繼手を避くべし。
- 三、梁の側堰板と底堰板とは互に震動を傳ふることなく各別に取除き得る様に工作し且つ出來得る限り木口繼手を避くべし。
- (ハ) 基礎、柱、梁、壁、版等堰板受棧の間隔を四十五厘以内とす。
- (=) 支柱、腹起等の間隔を一米内外とし、支柱は沈下せざる様敷盤上に之を置き、堅木製兩枚を飼固むべし。
- (ホ) 水平なる梁の下端堰枠には張間の中央に於て張間の約五百分の一の起りを附すべし。

3. 堤枠内洗

堰枠はコンクリート打前に必ず充分清掃洗滌をなすべし、此爲に掃除口を假枠底部に設け置くべし。

4. 堤枠検査 堤枠はコンクリート打込前に必ず係員の検査を受くべし。

5. 堤枠取除 (イ) 堤枠取除はコンクリート打終後左記の経過期間を要し、且係員の許可を受けたる後に非ざれば之を爲すべからず。

但し経過期間は天候其他の事情により伸縮せしむる事あるべし。

	六、七、八、九月	其 他 の 月
一、基 础	四 日 間	六 日 間
二、柱 及 壁	七 日 間	十 日 間
三、梁 の 側 面		
版 の 下 端	十八 日 間	二十一日間
四、梁 の 下 端	二十一日間	二十八日間

(ロ) 堤枠取除は徐々に之を行ひ、其局部以外に動搖を與へざる様注意すべし。

6. 堤枠再用 一度使用せる堰枠を再用せんとするには組立前に先づコンクリート接觸面を充分に清掃して平滑ならしむべし。

二、鐵筋工事

1. 鐵筋材質 (イ) 應張強度一平方厘に付三千六百キロ瓦以上、伸度は試験片小徑の八倍以上に付百分の二十以上とし常温に於て試験片の直徑と等しき圓の周圍に百八十度曲ぐるもの等の裂疵を生ぜざるものとす。

(ロ) 鐵筋は浮錫、油、ペンキ其他コンクリートの膠着を防ぐものある儘之を使用すべからず。

2. 鐵筋加工 (イ) 鐵筋加工は必ず現寸圖の検査を受けたる後に之を爲すべし。

(ロ) 鐵筋の裁断及び屈曲は常温に於て徐々に之を爲すべし、工作困難にして加熱其他の要あるときは必ず係員の指揮に俟つべし。

(ハ) 鐵筋の端末は使用個所に應じ必ず九十度又は百八十度の鉤状に之を工作すべし。

3. 鐵筋架設 (イ) 鐵筋の架設にはコンクリートブロック、鐵製チエーヤ等を用ひ鐵筋の移動弛緩を防止すべし。

(ロ) 架設したる鐵筋には荷重を加へざる様注意すべく、其上の歩行は歩板の類によるべし。

4. 鐵筋繩手 鐵筋繩手は其の長さを徑の二十五倍以上となすべし、又鐵筋は總數の二

分の一以上を同一個所に於て繼ぐべからず。

5. 緊結鐵線 鐵筋繼手及び交叉用緊結鐵線としては太さ B. W. G. 二十番以上のものを用ひ、繼手には二個所以上千段巻をなし交叉點は二筋掛十文字となすべし。

6. 配筋検査 配筋はコンクリート打以前に必ず検査を受くべし。

三、コンクリート工事

1. 材質 用材の品質左の如し。

(イ) セメント=本市支給品。(又は「東京市ボルトランドセメント、試験方法の規定に合格するもの」)

(ロ) 川砂=泥、塵埃、酸、鹽其他有機物質等を混入せず且つ硬質にして粗粒勝るもの、但し場合によりては使用前之を水篩せしむることあるべし。

(ハ) 川砂利=前項同様にして其の大きさ二、五種筋を通過し〇、五種筋に止まるものが大小適度に混合せるもの。

但し此制限以下の細粒を全量の一割以内含有することを妨げず。

(ニ) 水=清水

2. 調合 (イ) 材料の調合は左の容積比による。

セメント 一、

川砂 二、

川砂利 四、

清水 指示の通りとす、

但しセメントは千五百五十キロ瓦を以て一立方米とす。

(ロ) 材料の計量器は検査後之を使用すべし。

3. 練方 (イ) 練方は機械練となすべし、但し止むを得ざるときは係員の許可を受けて手練となす事を得、手練に用ふる練臺は防水性のものたるべし。

(ロ) 材料は機械中に全部投入後十回以上廻轉し混練すべし。

4. 打方 (イ) 鐵筋コンクリート基礎下には均しコンクリート(セメント一川砂三、川砂利六、の容積比調合によるもの)を敷均すべし。

(ロ) コンクリート打前に堰枠内は必ず清掃洗滌すべし。

(ハ) コンクリート運搬に流樋を用ふるときは之を鐵製又は内面鐵板製とし、其勾配を五寸以下三寸以上となすべく、樋により流出したるコンクリートは一旦溜柵に之を受け切返したる後に非ざれば打込むべからず。

(ニ) コンクリート打込は徐々に且均高に之を行ひ充分棒突打均を施し空隙、氣泡、滯水等を除去すべし。

(ホ) コンクリート打込の際鐵筋を移動せしめざる様注意すべし。

(ヘ) コンクリート打込は降雨の下に於て之を行ふべからず。

(ト) コンクリートは練合後三十分を経過せるものを使用すべがらず。

(チ) 気温攝氏四度半以下のとき又はコンクリート練合後四時間にして攝氏四度半以下となる恐あるときは打込を中止せしむることあるべし。

但し特に保溫方法を講ずるときは係員の許可を得て打込を繼續する事を得。

(リ) コンクリート練方及打方に用ふる工具は使用的都度其の前後に必ず清掃すべし。

5. 打繼 (イ) 打繼は出来る丈之を少なくすべく其位置は必ず係員の指示を受くべし。

(ロ) 打繼箇に溜りたるコンクリートの粉状體は打繼面清掃前必ず之を除去すべし。

(ハ) 打繼開始前、豫め下地を搔荒し、清掃洗滌の上、セメント一、川砂二、の容積比調合によるセメントモルタルを厚約二種以上使用し、然る後特に徐々にコンクリートを打込べし。

(ニ) 打繼面を造るに際しセメント液の流出せざる様特に注意すべし。

6. 養生 (イ) コンクリート打込後は日光の直射、寒氣、雨、塵埃、汚染、毀損等を避けんが爲めに係員の指示に従つて之を養生すべし。

(ロ) 炎暑の節はコンクリート打込後係員の指示する所により一週又は數週間撒水其他の方法に依り其表面を適度に濕し置くべし。

(ハ) コンクリート打込後には許可なくして之に荷重を載せ又は震動を與ふべからず。

7. 打立検査 (イ) コンクリートは假枠取除後検査を経たる後に非ざれば之に仕上其他の取附加工をなすべからず。

(ロ) コンクリートに空隙、毀損、其他の小なる缺點あるときは係員の指示を受け直にセメント一、川砂一、の容積比調合によるモルタル又はセメント一、川砂一、豆砂利二、の容積比調合によるコンクリートを以て之を補修すべし。

(ハ) 大なる缺點に對する處置は係員の指示する所による。

8. 載荷試験 出來上りたるコンクリートには載荷試験を行はしむることあるべし。

以上

